

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会は、評価専担組織として総務省が行った5件の政策評価を中心に、政策評価の現状等に関する件について調査を行い、政策評価に関する決議を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

まず、2月18日及び19日の2日間、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行った。

次に、3月28日、派遣委員の報告を聴取するとともに、政府開発援助に対する検査状況に関する件について杉浦会計検査院長から説明を聴取した。また、4月23日、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、若松総務副大臣から概要説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。

その後、5月12日、大阪府及び兵庫県における実情調査に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について質疑を行い、評価結果の政策・予算等への反映の必要性、評価の質的向上策、日本道路公団の接待費用の会計処理の在り方、原発停止に伴う今夏の電力需給見通し、インドネシア・コタパンジャンダム建設地住民による日本政府・JICA等の提訴理由、ダム建設事業の会計検査の必要性、ILO勧告への政府回答変更の有無等の諸問題が取り上げられた。

さらに、政策評価の現状等に関する件のうち、5月26日、「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」及び「地域輸入促進に関する政策評価」について、6月9日、「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」及び「障害者の就業等に関する政策評価」について、また、6月30日、「平成14年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」について、片山総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を、また、各政策評価に係る当該政策の概要、現状等について、関係府省の大臣又は副大臣から説明を聴取した後、それぞれ質疑を行った。

質疑では、「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」について、評価結果のフォローアップの必要性、評価結果及び評価データの国民への開示の在り方、容器包装リサイクル法の見直しの在り方、リサイクル費用負担割合の在り方、リターナブル容器の利用促進策、容器包装再商品化委託費の不払い事業者の実態等の諸問題が取り上げられた。

「地域輸入促進に関する政策評価」については、地域輸入促進（FAZ）事業者の経営状況と支援策、FAZ制度の目的・現状及び今後の方向性、FAZ政策継続の是非に対する政策評価の必要性、FAZ法の18年度廃止と事業中止に対する経済産業大臣の所見、対

日投資の現状と投資拡大策等の諸問題が取り上げられた。

「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」については、政策立案当初の見通しと現状との乖離状況とその理由、基本方針を見直さなかった理由、国土交通省の「基本構想の廃止も含めた見直し」の具体的内容と実効性担保策、リゾート法に基づく税金投入総額等の諸問題が取り上げられた。

「障害者の就業等に関する政策評価」については、旧障害者基本計画の検証結果と新基本計画への反映状況、養護学校等生徒等への就労支援に関する縦割り行政の弊害、生徒等の就労後のアフターフォローのための人的体制強化の必要性、法定雇用率未達成企業の公表の必要性等の諸問題が取り上げられた。

「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」については、民間金融機関の中小企業向け貸出姿勢の実態と政府金融機関の対応、金融資本市場育成・拡大のための具体的施策、政府金融機関等のノウハウ等の今後の活用策、政府金融機関の民間金融機関の補完としての役割強化の必要性等の諸問題が取り上げられた。

「平成14年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」については、事後評価によるゼロベースでの政策の見直しの必要性、客観性担保評価の課題等の諸問題が取り上げられた。

このほか、森林の間伐促進策、現在の警察力によるテロへの対処可能性等の諸問題が取り上げられた。

以上の調査を行った結果、政策評価制度については、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多く、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度の定着を図ることが必要であるとして、7月16日、政府に対して、政策評価制度の充実・発展を図るため、定量的な評価手法の採用及び政策評価書の早期作成・公表並びに政策評価の結果を踏まえた政策の見直し・改善を行うことなどを内容とする政策評価に関する決議を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成15年1月30日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成15年3月28日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府開発援助に対する検査状況に関する件について杉浦会計検査院長から説明を聴いた。

○平成15年4月23日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について若松総務副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成15年5月12日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 大阪府及び兵庫県における実情調査に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について平沼経済産業大臣、石原国務大臣、若松総務副大臣、河村文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、矢野外務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本道路公団理事奥山裕司君、同公団総裁藤井治芳君及び国際協力銀行理事河野善彦君に対し質疑を行った。

○平成15年5月26日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、鈴木環境大臣及び平沼経済産業大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、鴻池構造改革特区担当大臣、平沼経済産業大臣、鈴木環境大臣、若松総務副大臣、西川経済産業副大臣、弘友環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月9日（月）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣及び木村厚生労働副大臣から説明を聴いた後、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月30日（月）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、竹中金融担当大臣、平沼経済産業大臣、塩川財務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、亀井農林水産大臣、遠山文部科学大臣、若松総務副大臣、小林財務副大臣、矢野外務副大臣、望月環境大臣政務官、森山財務大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人中小企業金融公庫理事松田静夫君、商工組合中央金庫理事森敏郎君及び国民生活金融公庫理事清成勲君に対し質疑を行った。

○平成15年7月16日（水）（第8回）

- 政策評価に関する決議を行った。

○平成15年7月24日（木）（第9回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

— 政策評価に関する決議 —

我が国は厳しい財政事情の下で、無駄を排した効果的かつ効率的な行政の推進が求められている。しかし、これまでの行政においては、法律の制定や予算の獲得等が重要視され、一度政策が決定されると、その効果や内外の社会経済情勢の変化をあまり考慮せずに政策を継続することが多かった。

平成13年1月から全政府的に導入され、14年4月からは法律に基づいて実施されている政策評価制度は、このような行政を改め、国民本位の効率的で質の高い行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的としている。

政策評価制度は、導入されてからまだ日が浅く、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多い。今後、政策評価の重要性は一層増大することから、政策評価の質的向上を図り、政策評価情報の国民への積極的な提供と内容の充実に努めることにより、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度を定着させることが必要である。

よって政府は、政策評価制度の充実・発展を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 政策評価の実施に当たっては、政策評価の精度及び客観性を高めるため、可能な限り定量的な評価手法を採用するとともに、政策評価の結果を次年度の政策に適切に反映させるため、政策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充に努めること。
- 2 総務省による評価専担組織としての政策評価の結果を踏まえ、各行政機関は、政策の見直し・改善に向けた措置を講ずること。また、総務省は、各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況についての的確なフォローアップを行うこと。
- 3 容器包装のリサイクルの促進に関する政策については、容器包装廃棄物の減量化と資源としての利用を更に推進する必要があることから、リターナブル容器の使用を一層増大させる方策を講ずるとともに、分別収集等に係る費用負担の在り方について拡大生産者責任の徹底を図ることを含め、同政策の検証作業を進めること。
- 4 地域輸入促進に関する政策については、国際環境、経済情勢等の変化により、同政策の意義・役割が薄れてきていることにかんがみ、新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意及び既存地域に係る新たな施設整備への支援について、原則として行わないこと。
- 5 リゾート地域の開発・整備に関する政策については、社会経済情勢や国民の余暇活動に対するニーズ等の変化により、総合保養地域における特定施設の整備状況や利用実績が当初見込みと比べ大幅に下回っていることから、道府県の同意基本構想の廃止等も含めた抜本的な見直しを促進させるよう、国の基本方針を早急に改めること。
- 6 障害者の就業等に関する政策については、障害者の社会的・職業的自立の促進に資するため、養護学校等生徒の就労支援や就職した卒業生の職場適応・定着支援の実施に際し、関係機関は一層の連携協力を図りつつ、きめ細かな施策の充実に努めること。また、障害者の法定雇用率達成に向けて、事業主に対する指導等の徹底を図ること。

7 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策については、民業補完に徹し、民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政府金融機関等の改革を着実に進めることとするが、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

右決議する。